平成２６年（フ）第１０９８号
京都市南区東九条西岩本町38番地２　生ホルモンのマルハシ
債務者　山本　盛之
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１５号
奈良市北御門町10番地の12
債務者　岡本ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２０号
京都市西京区大枝塚原町４番地23　ロイヤルコート・ワダ106号
債務者　松浦　正典
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２１号
京都市西京区大枝塚原町４番地23　ロイヤルコート・ワダ106号
債務者　松浦　裕子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
京都府舞鶴市字行永2032番地の３
債務者　齋藤　　悟
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
大阪府富田林市若松町２丁目１番７号
債務者　リトル・デンタル・ハウスこと　宮田　敦司
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８００号
堺市堺区栄橋町１丁２番８号　パシフィック堺304号
債務者　木村　友代
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０６号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―1016号
債務者　豊田　佳子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１５号
堺市堺区榎元町４丁５番14号　加賀文化203号
債務者　金子　光男
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８１８号
大阪府柏原市法善寺３丁目871番地　法善寺ハイツＢ102号、前住所大阪府東大阪市花園西町１丁目15番11号
債務者　杉本　英生
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３０号
大阪府羽曳野市翠鳥園６番３号
債務者　竹林　義信
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３１号
大阪府羽曳野市翠鳥園６番３号
債務者　竹林　良子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３６号
大阪府柏原市大県３丁目８番19―119号　シティライフ柏原、前住所大阪府吹田市江坂町３丁目19番６号
債務者　海部屋英樹
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
奈良県橿原市葛本町377番地の６、前住所奈良県橿原市葛本町310番地の３
債務者　小野　秀子
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
奈良県香芝市磯壁３丁目48番地　アドバンテージ香芝309号
債務者　中川　綾子（旧姓降幡・鶴田）
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
北海道登別市鷲別町５丁目14番地13　エスティーハイツ301号
債務者　荒谷さやか（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３４０８号
大阪市浪速区敷津西２―８―22　スカイシティ24―703号室、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原１丁目10番３号
債務者　槇塚　喜美
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部